（前のページより続き）

○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（同三六）　四

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（同三七）

○災害救助法第二条の二第一項の規定に基づき救助実施市を指定する件（同三八）

○沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件（同三九）　五

○租税特別措置法施行規則第十九条の十五第七項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める利率を定める件（同四〇）

○租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十四項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件の一部を改正する件（同四一）

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**一）　六

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件（同二）

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（同三）　七

○租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第四項及び第七項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合の指定に関する基準を廃止する件（**内閣府・経済産業**一）　八

○単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**二）

○泡盛の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同三）　九

○平成三十一年度地方債同意等基準を公表する件（**総務**一七三）

○平成三十一年度地方債計画を公表する件（同一七四）　一〇

○平成三十一年度地方債充当率を公表する件（同一七五）

○地方税法施行規則第九条の三第二号及び第十五条の十第二号に規定する総務大臣が定める割合を定める件（同一七六）　一一

○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一七七）　一二

○電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（同一七八）

○特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件（同一七九）　一三

○法務省通知及び市町村通知に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準の一部を改正する告示（**総務・出入国在留管理庁**一）　一四

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（**法務**八七）　一五

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（同八八）　一六

○出入国管理及び難民認定法による収容令書又は退去強制令書によって収容することができる場所を指定する件等の一部を改正する告示（**出入国在留管理庁**一）　一七

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十五条第一項の規定に基づく出入国在留管理庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部の委任に関する件（同二）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十六条第一項の規定に基づく出入国在留管理庁の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の一部の委任に関する件（同三）　一八

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則附則第四条及び第五条並びに附則第四条及び第五条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号ト(1)の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める活動及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則附則第六条及び同条の規定により読み替えられた同令第十条第二項第三号トの規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める活動の一部を改正する告示（**出入国在留管理庁・厚生労働**一）　一九

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の規定により出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が外国人技能実習機構に事務を行わせることとした件（同二）　二〇

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**一〇三）

○ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針（**文部科学**六八）　二一

○ヒトＥＳ細胞の分配機関に関する指針（同六九）

○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（同七〇）　二二

○平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件の一部を改正する件（同七一）　二三